

堺市立のびやか健康館指定管理者募集要項等の概要

1 施設の概要	【設置年月】平成16年3月1日(竣工)【設置場所】堺市北区金岡町2760番1 【施設規模】鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地下1階、地上2階建 【敷地面積】26,500.270㎡ 【建物延面積】6,732.339㎡【延床面積】9,866.197㎡																
2 指定管理者が行う業務	施設の運営に関する業務(・施設等貸出業務・利用料金の收受業務・フィットネス等の運営業務・グラウンド等の運営業務・駐車場、駐輪場等運営業務・人員の配置等に関する事・施設利用案内等に関する業務・苦情対応) 施設等の維持管理に関する業務(・適正な維持管理・清掃業務・備品等の貸与及び購入・保守点検等業務・プール管理業務・植栽管理業務・施設及び備品の原状変更) 施設の企画等に関する業務(自主事業②) その他(・緊急時等への対応・関係機関等との協議・市の主催事業への協力・市の広報業務への協力・規則、マニュアル等の作成・保険加入・公衆電話の設置・市との協議)																
3 管理の基本的事項	・条例第1条の設置目的に基づく管理・個人情報保護の徹底、情報公開の積極的推進・公正、公平な管理・政治的行為等の禁止 ・利用者の人権を尊重したサービス提供・法令遵守・効果的かつ効率的な管理運営による経費の縮減 ・利用者等の意見を反映したサービス向上・利用者の安全かつ快適な利用のため設備の適正な維持管理 ・省資源、省エネルギーによる環境負荷の低減・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持																
4 指定期間(予定)	平成31年4月1日～平成36年3月31日(5年間) 市議会の議決を経て決定																
5 自主事業	条例等に定める業務に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。 (1)自主事業①(任意)(自動販売機の設置、レストラン、売店の運営等) (2)自主事業②(必ず実施)(スポーツ教室事業:スイミング、テニス、フットサル)																
6 管理経費等	施設の一部・定期・貸出に係る利用料金、及び駐車場の利用料金のほか、自主事業による収入が指定管理者の収入1件あたり2,500千円(税込)を超える施設修繕費等は、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施。																
7 利用料金等	利用料金制度を採用。 利用者の施設使用料金は指定管理者自らの収入とすることができる。利用料金の額は条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める。自主事業の参加者から参加費等を徴収することができる。指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用に係る利用料金を指定管理者に支払うこと。																
8 管理の基準	関係法令の遵守・開館時間及び休館日・使用許可等・守秘義務・個人情報の保護・情報公開・文書管理・市の施策との整合・協力																
9 事業計画書等	事業計画書(企画提案書)をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関する基本事業計画書及び年度事業計画書を作成。																
10 リスク分担	リスク分担の基本的な考え方は別紙6のとおり。																
11 保険加入	管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入。 保険金額はてん補限度額対人1人1億円以上、1事故5億円以上、対物1事故5億円以上																
12 業務の第三者への委託	指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、別紙7に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、市が特に承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできない。																
13 市の指示等	管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。 同指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。																
14 モニタリング等	利用者の意見や要望を反映させるため、利用者を対象としたアンケート等による意見聴取を行い、その結果を集計して市に報告。 指定管理者及び本市によるモニタリングに加えて、第三者(施設関係者以外)によるモニタリングを実施。																
15 管理業務の報告	会計年度終了後の報告。 堺市情報公開条例に基づき市政情報センターで一般の閲覧																
16 管理業務継続困難の措置	指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合は指定を取り消し、市に生じた損害は指定管理者が賠償。 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合は、協議により協定の解除及び指定の取消しができる。																
17 施設の改修工事等	市において大規模修繕(改修・耐震・増改築等)を行う場合は事前に協議。																
18 引継ぎ等	指定後の市及び現指定管理者との引継、従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備 指定期間の満了又は指定の取消しの場合は、次期管理者又は市に引き継ぐ																
19 管理業務の評価	モニタリング結果などをもとに年度終了後、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取するため、指定管理者制度懇話会を開催 評価結果は市ホームページにおいて公表																
20 申請のスケジュール	<table border="1"> <tr> <td>募集要項の公表</td> <td>平成30年7月2日(月)～8月27日(月)</td> </tr> <tr> <td>施設の現地説明会</td> <td>平成30年7月18日(水)</td> </tr> <tr> <td>質問書の受付</td> <td>平成30年7月20日(金)～7月26日(木)</td> </tr> <tr> <td>質問書の回答</td> <td>平成30年8月10日(金)予定</td> </tr> <tr> <td>応募書類の受付</td> <td>平成30年8月21日(火)～8月27日(月)</td> </tr> <tr> <td>書類審査・面接審査</td> <td>平成30年9月下旬(予定)</td> </tr> <tr> <td>選定結果の通知</td> <td>平成30年10月中旬(予定)</td> </tr> <tr> <td>市議会による指定管理者の議決</td> <td>平成30年12月(予定)</td> </tr> </table>	募集要項の公表	平成30年7月2日(月)～8月27日(月)	施設の現地説明会	平成30年7月18日(水)	質問書の受付	平成30年7月20日(金)～7月26日(木)	質問書の回答	平成30年8月10日(金)予定	応募書類の受付	平成30年8月21日(火)～8月27日(月)	書類審査・面接審査	平成30年9月下旬(予定)	選定結果の通知	平成30年10月中旬(予定)	市議会による指定管理者の議決	平成30年12月(予定)
募集要項の公表	平成30年7月2日(月)～8月27日(月)																
施設の現地説明会	平成30年7月18日(水)																
質問書の受付	平成30年7月20日(金)～7月26日(木)																
質問書の回答	平成30年8月10日(金)予定																
応募書類の受付	平成30年8月21日(火)～8月27日(月)																
書類審査・面接審査	平成30年9月下旬(予定)																
選定結果の通知	平成30年10月中旬(予定)																
市議会による指定管理者の議決	平成30年12月(予定)																
21 応募資格	欠格事項に該当しているものでないこと。																
22 申請書類	申請書・指定管理者事業計画書(企画提案書)・収支計算書又は損益計算書、貸借対照表等																